

3 自筆証書遺言書の様式



対象となる遺言書

保管の申請の対象となるのは、**民法第968条の自筆証書**によってした遺言に係る遺言書（自筆証書遺言）のみです（法第1条）。

遺言書は、封のされていない**法務省令で定める様式**に従って作成されたものでなければなりません（法第4条第2項、省令第9条（別記第1号様式））。

別記第1号様式



- ・民法第968条に定める自筆証書遺言であること。
- ・封のされていない遺言書であること。
- ・法務省令で定める様式であること。※経過措置あり

次ページ参照

遺言書の検認不要

・遺言書保管所に保管されている遺言書については、遺言書の検認（民法第1004条第1項）の規定は適用されない（遺言書保管法第11条）ので、家庭裁判所での検認手続は不要となります。

別記第1号様式（第9条関係） ↑ 5ミリメートル以上

20ミリメートル以上

20ミリメートル以上

5ミリメートル以上

10ミリメートル以上

(様式)

- 1 用紙は、文字が明瞭に判読できる日本産業規格A列四番の紙とする。
- 2 縦置き又は横置きかを問わず、縦書き又は横書きかを問わない。
- 3 各ページにページ番号を記載すること。
- 4 片面のみに記載すること。
- 5 数枚にわたるときであっても、とじ合わせないこと。
- 6 様式中の破線は、必要な余白を示すものであり、記載することを要しない。

遺言書が合計5枚あれば、「1 / 5, 2 / 5, 3 / 5, 4 / 5, 5 / 5」のような振り合いで用紙下部にページ番号を記載してください。

なお、遺言書が1枚であっても「1 / 1」の振り合いで記載するのが望ましいと考えます。

遺言書左側を2穴を開けてつづつ保管することから、この左余白が確保されないと受け付けられません。財産目録を別紙として用意されたときも同様にこれらの余白が確保されているか、ご確認をお願いします。

3 自筆証書遺言書の様式



経過措置（省令附則第2条）

以下に掲げる事項にいずれも該当する遺言書が対象となります。

- ◆この省令の**施行前（令和2年7月9日以前）**に作成された遺言書であること。
- ◆長辺方向の余白が**いずれも20ミリメートル以上**あること。



経過措置の期間

この省令の施行の日（令和2年7月10日）から**6か月**を経過する日までの間

※令和3年1月9日までの間

経過措置により緩和される部分

◆別記第1号様式備考第1号

「日本産業規格 A 列 5 番以上 A 列 4 番以下」

A 列 5 番（148mm×210mm）

B 列 5 番（182mm×257mm）

A 列 4 番（210mm×297mm）

◆別記第1号様式備考第4号

適用しない。

別記第1号様式

別記第1号様式（第9条関係）

5ミリメートル以上

20ミリメートル以上

20ミリメートル以上

10ミリメートル以上

（様式）

- 1 用紙は、文字が明瞭に判読できる日本産業規格 A 列 5 番以上 A 列 4 番以下の紙とする。
- 2 縦置き又は横置きかを問わず、縦書き又は横書きかを問わない。
- 3 各ページにページ番号を記載すること。
- 4 **片面のみに記載すること。**
- 5 数枚にわたるときであっても、とじ合わせないこと。
- 6 様式中の破線は、必要な余白を示すものであり、記載することを要しない。

両面 OK

サイズ拡大

令和2年7月10日以後に、A 列 4 番より小さい用紙で遺言書を作成した場合であっても、**A 列 4 番の用紙に貼付して保管申請するときは**、受け付けられます。

3 自筆証書遺言書の様式



遺言書の確認

遺言書保管官は、申請に係る遺言書が、自筆証書遺言の方式である、**民法第968条の定める方式**に適合するか否かについて外形的な確認を行います。



具体的には



日付の有無



署名、押印の有無



日付・氏名を含む本文部分が手書きで書かれているか否か

チェック



民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年7月6日成立。）のうち自筆証書遺言の方式の緩和に関する部分が、**平成31年1月13日**に施行され、同日以降に自筆証書遺言をする場合には、新しい方式に従って遺言書を作成できるようになりました。

次ページ参照



しかしながら、**同日よりも前に、新しい方式に従って作成した自筆証書遺言は、相続開始が施行日後の場合でも旧法が適用され、その遺言は無効となります**（民法附則第6条）。

3 自筆証書遺言書の様式



法務省ホームページ

※注意書（吹き出し等）は実際のHPにはありません。

1 遺言書本文（全て自書しなければならないものとする。）

本文は全て自書

本文

遺言書

- 私は、私の所有する別紙目録第1記載の不動産を、長男甲野一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 私は、私の所有する別紙目録第2記載の預貯金を、次男甲野次郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 私は、上記1及び2の財産以外の預貯金、有価証券その他一切の財産を、妻甲野花子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
職業 弁護士
氏名 丙山 太郎
生年月日 昭和〇年〇月〇日

注意

平成31年1月13日
以降の日付が否か
「吉日」×

平成31年2月1日

日付

住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

※連名不可 甲野太郎 印

1/1



署名

押印

民法第975条

・遺言は、2人以上の者が同一の証書ですることができない。

2 別紙目録（署名部分以外は自書でなくてもよいものとする。）

署名のみ自書

目録

物件等目録

- 不動産
1 土地
所 在 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目
地 番 〇番〇
地 積 〇〇平方メートル
2 建物
所 在 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇
家屋番号 〇番〇
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 〇〇平方メートル
2階 〇〇平方メートル
3 区分所有権
1棟の建物の表示
所 在 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇
建物の名称 〇〇マンション
専有部分の建物の表示
家屋番号 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番の〇〇
建物の番号 〇〇
床 面 積 〇階部分 〇〇平方メートル
敷地権の目的たる土地の表示
土地の符号 1
所在区地番 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇
地 目 宅地
地 積 〇〇平方メートル
敷地権の表示
土地の符号 1
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 〇〇〇〇分の〇〇〇
- 預貯金
1 〇〇銀行〇〇支店 普通預金
口座番号 〇〇〇
2 通商貯金
記号 〇〇〇
番号 〇〇〇

※自書によらない記載が裏面にあれば、裏面にも署名、押印が必要

甲野太郎 印

署名

押印

民法第961条

・15歳に達した者は、遺言をすることができる。

3 自筆証書遺言書の様式



法務省ホームページ（相続財産目録）

※注意書（吹き出し）は実際のHPにはありません。

別紙二 通帳の写し

普通預金通帳 ○銀行 ○支店

お名前 法務五郎様

店番 ○○ 口座番号 ○○○

※ 通帳のコピー

法務五郎 2/4

署名 押印

通帳の全葉（金額の増減部分）がコピーされていなくとも、遺産が特定できればよいと考えられます。

別紙三 登記事項証明書

簿式別-1

登記簿番号	法務省	簿式別	簿式別	不動産番号	4200000000000
所在地	特別区	区	丁目	番	号
101番	101番	101番	101番	101番	101番

権利部（甲区）所有権に關する事項

権利部	登記の目的	登記の日	権利の内容及び備考
1	所有権	平成20年10月12日	所有権 法務省所有 101番1号 101番1号
2	所有権	平成20年10月12日	所有権 法務省所有 101番2号 101番2号

権利部（乙区）所有権以外の権利に關する事項

権利部	登記の目的	登記の日	権利の内容及び備考
1	所有権	平成20年10月12日	所有権 法務省所有 101番1号 101番1号
2	所有権	平成20年10月12日	所有権 法務省所有 101番2号 101番2号

共同財産目録

権利部	登記の目的	登記の日	権利の内容及び備考
1	所有権	平成20年10月12日	所有権 法務省所有 101番1号 101番1号
2	所有権	平成20年10月12日	所有権 法務省所有 101番2号 101番2号

法務五郎 3/4

署名 押印

注意
登記事項証明書であっても、数葉にわたる場合、毎葉に署名・押印が必要

別紙四 パソコン作成

目録

私名義の株式会社法務組の株式 12000株

法務五郎 4/4

署名 押印

※自書によらない記載が裏面にあれば、裏面にも署名、押印が必要



3 自筆証書遺言書の様式



法務省ホームページ（遺言書の訂正）

※注意書（吹き出し等）は実際のHPにはありません。


本文 遺言書

一 長女花子に、別紙一の不動産及び別紙二の預金を相続させる。

二 長男一郎に、別紙三の不動産を相続させる。

三 東京和男に、別紙四の~~不動産~~を遺贈する。

平成三十一年二月一日

法務五郎 

上記三中、二字削除二字追加

法務五郎

訂正箇所の指示等


署名

(注)「行書体」で記載している部分は自書。

別紙一 目録 目録

一 所在地 東京都千代田区西が唐一丁目
地番 ○番○号
地目 宅地
地積 ○平方メートル

二 所在地 東京都千代田区九段南一丁目○番○号
家屋番号 ○番○
種類 居宅
構造 木造瓦葺
床面積 1階 ○平方メートル
2階 ○平方メートル

法務五郎 

上記二中、三字削除三字追加

法務五郎

訂正箇所の指示等

署名

民法第968条第1項

・自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

新ルール

民法第968条第2項

・前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉に署名し、印を押さなければならない。

※自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面

民法第968条第3項

・自筆証書（前項の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

※自書によらない記載が裏面にあれば、裏面にも署名、押印が必要





3 自筆証書遺言書の様式

(自筆証書遺言の方式の緩和に関する部分が、平成31年1月13日に施行されたことの周知)

HP

法務省ホームページ (Q & A)

※回答内容は一部省略しています。

Q 1 改正の概要はどのようなものですか？

自筆証書によって遺言をする場合でも、例外的に、自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録（以下「**財産目録**」といいます。）を添付するときは、その**目録については自書しなくてもよいこと**になります。

Q 2 財産目録はどのようなときに作成するのですか？

遺言者が**多数の財産について遺贈等をしようとする場合**には、例えば、本文に「別紙財産目録1記載の財産をAに遺贈する。」とか「別紙財産目録2記載の財産をBに相続させる。」と記載して、別紙として財産目録1及び2を添付するのが簡便です。

Q 3 財産目録の形式に決まりはありますか？

書式は自由で、遺言者本人が**パソコン**等で作成してもよいですし、遺言者以外の方が作成することもできます。また、例えば、土地について**登記事項証明書**を財産目録として添付することや、預貯金について**通帳の写し**を添付することもできます。

Q 4 財産目録への署名押印はどのようにしたらよいのですか？

遺言者は、自書によらない財産目録を添付する場合には、その「**毎葉**（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その**両面**）」に**署名押印**をしなければならないものと定めています。押印について特別な定めはありませんので、**本文で用いる印鑑とは異なる印鑑を用いても構いません**。

Q 5 財産目録の添付の方法について決まりはありますか？

自筆証書に財産目録を添付する方法について、**特別な定めはありません**。したがって、本文と財産目録とをステープラー等でとじたり、契印したりすることは必要ではありませんが、遺言書の一体性を明らかにする観点からは望ましいものと考えられます。

Q 6 自書によらない財産目録の中の記載を訂正する場合にはどのようにしたらよいのですか？

自書による部分の訂正と同様に、遺言者が、**変更の場所を指示して、これを変更した旨を付記してこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じないこと**とされています。